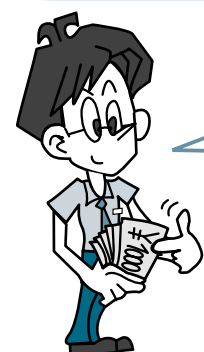


市県民税の計算のしかた



会社員Aさん(35歳)の市県民税は？

給与収入 570万円
社会保険料 51万5千円
生命保険料 10万円
家族構成 妻(所得80万円)
子ども2人(0歳、2歳)

市県民税の額は、所得金額や扶養家族の有無などの状況により異なります。

ここでは、参考までに一般的な税額計算の流れを紹介します。

なお、詳細については、市税課へお問い合わせください。

前年の所得金額 (1月～12月)

収入金額から、必要経費・専従者控除額を引いたもの。給与の場合は給与所得控除を差し引いて求めます。

Aさんの場合
402万円

所得控除額

生命保険料控除…上限7万円
損害保険料控除…上限1万円
障害者控除…一般26万円、特別30万円
寡婦(夫)控除…一般26万円、特別30万円
配偶者控除…33万円
配偶者特別控除…上限33万円
扶養控除…一般33万円、特定45万円
老人38万円、同居老親45万円
基礎控除…33万円 など

Aさんの場合
154万円

課税標準額

市民税・県民税
共通

Aさんの場合
248万円

課税標準額

Aさんの場合
248万円

税 率

	課税標準額	税 率
市民税	200万円以下	3%
	700万円以下	8%～10万円
	700万円超	10%～24万円
県民税	700万円以下	2%
	700万円超	3%～7万円

算出所得割額

Aさんの場合
市民税 9万8400円
県民税 4万9600円

算出所得割額

Aさんの場合
市民税 9万8400円
県民税 4万9600円

税額控除額、定率控除額
(算出所得割額の7.5%(上限2万円))、
配当割・株式等譲渡所得
割額控除額など

Aさんの場合
市民税 7300円
県民税 3800円

所得割額

Aさんの場合
市民税 9万1100円
県民税 4万5800円

所得割額

Aさんの場合
市民税 9万1100円
県民税 4万5800円

均等割額

市民税	3000円
県民税	1000円

決定 年税額

Aさんの場合
市民税 9万4100円
県民税 4万6800円

合計14万0900円

平成18年度 市県民税のお知らせ

問い合わせ▶市税課

課税対象となる人・課税されない人

◆課税対象となる人

市県民税は、その年の1月1日現在、市内に住んでおり、前年(1月から12月)に所得があった人が課税対象になります。また、市内に住んでいなくても、市内に事務所・事業所のある人は、均等割が課税されます。なお、県民税は、市民税とあわせて納めていただくことになっています。

◆課税されない人

○所得割も均等割もかからない人

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人

○均等割がかからない人

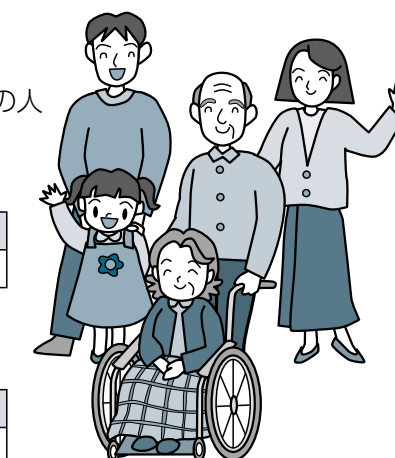
前年の合計所得金額が次の金額以下の人

扶養親族がいない場合	扶養親族がいる場合
32万円	32万円×(1+扶養親族数)+18万9千円

○所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次の金額以下の人

扶養親族がいない場合	扶養親族がいる場合
35万円	35万円×(1+扶養親族数)+32万円

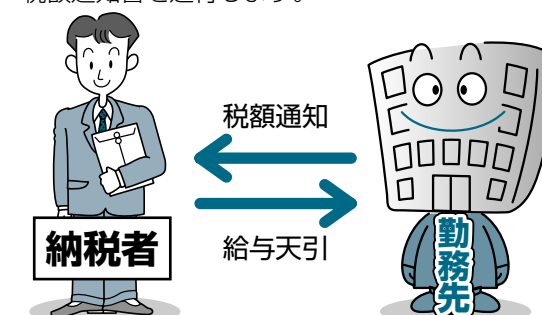


納付の方法

市県民税の納付方法には、特別徴収と普通徴収の2つがあります

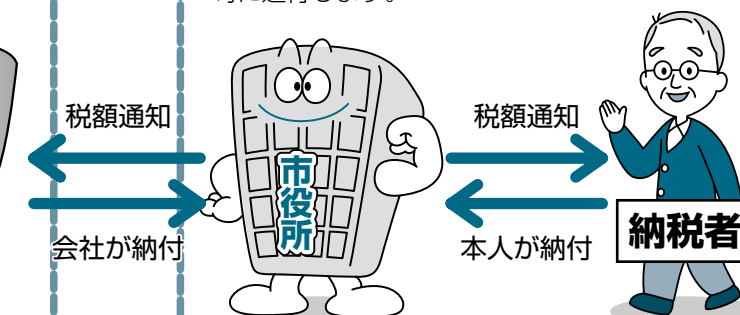
特別徴収

給与の支払い者(勤務先)を通じて、天引きで納める方法です。6月から翌年の5月までの給与から差し引かれます。毎年5月中旬ごろに事業所へ税額通知書を送付します。



普通徴収

市役所から送られる納税通知書により納める方法です。6月・8月・10月・翌年1月の年4回の納期に分けて納めます。納税通知書は毎年6月中旬に送付します。



市県民税の減額または免除について

次のような人で税金の支払いが困難な人は、期限までに申請すると、市県民税が軽減または免除されます。

●市県民税が軽減または免除になる人

- ①平成18年1月2日以後に生活保護法の規定による保護を受けた人
平成18年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は18年度市県民税は非課税となります。
- ②平成18年1月2日以後に死亡した人で、平成17年中の合計所得金額が500万円以下の人
平成18年度市県民税は、平成18年1月1日(賦課期日)現在で市内に住所があり、平成17年中に所得があった人に課税されます。そのため、平成18年1月2日以後に死亡した場合には、相続人代表者に納税通知書を送付します。
- ③平成17年中の合計所得金額が500万円以下で、単身世帯または扶養家族がある人のうち、病気などで平成18年中の所得が平成17年中の所得の半分以上になると見込まれる人
- ④賦課期日において勤労学生である人のうち、平成17年中の合計所得が65万円以下で、その所得のうち不動産所得など自己の勤労によらない所得が10万円以下である人
- ⑤火災など災害により被害を受けた人

●市県民税の減額または免除の対象となる税額

- ①・②・④の場合
→申請の日以後に納期の到来する市県民税額の全額
- ③の場合
→申請の日以後に納期の到来する市県民税額の2分の1に相当する額
- ⑤の場合
→被害の状況に応じて定められた額

●申請書の提出期限

①～④は各納期限の7日前までに、⑤の場合は災害の日から30日以内に提出してください。平成18年度の各納期限は、第1期が平成18年6月30日、第2期が平成18年8月31日、第3期が平成18年10月31日、第4期が平成19年1月31日です。

申請書の提出先→市税課



平成18年度市県民税課税に係る税制改正のお知らせ

●生計を一にする妻に対する均等割非課税措置が廃止されます。 (全額で課税)

2000円(県500円、市1500円)(平成17年度) → 4000円(県1000円、市3000円)(平成18年度～)

●老年者控除(48万円)が廃止されます。

●65歳以上の人に適用される非課税制度が廃止されます。

経過措置として、平成17年1月1日の時点で65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で前年の合計所得金額が125万円以下の人については、平成18年度は3分の1の税額で課税、平成19年度は3分の2の税額で課税されます。

(従来は、65歳以上で合計所得金額が125万円以下の人は非課税でした)

●65歳以上の公的年金等控除が縮減されます。(下表参照)

※65歳未満の人は変更ありません。

平成18年度	
公的年金の収入金額＝A(円)	公的年金控除後の雑所得金額(円)
0～3,299,999	A - 1,200,000
3,300,000～4,099,999	A × 0.75 - 375,000
4,100,000～7,699,999	A × 0.85 - 785,000
7,700,000～	A × 0.95 - 1,555,000
平成17年度以前	
公的年金の収入金額＝A(円)	公的年金控除後の雑所得金額(円)
0～2,599,999	A - 1,400,000
2,600,000～4,599,999	A × 0.75 - 750,000
4,600,000～8,199,999	A × 0.85 - 1,210,000
8,200,000～	A × 0.95 - 2,030,000

●定率控除が2分の1に縮減されます。

個人住民税所得割額の7.5%(上限2万円)
(従来は15%で上限が4万円でした)

●所得割非課税制度が改正されます。

加算額の35万円が32万円になります。

●均等割非課税制度が改正されます。

加算額の22万円が21万円になります。(1級地)
※安城市は2級地につき0.9を乗じた18万9千円になります。

